

松川町公告第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定に基づく所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 26 日

松川町長 北沢



記

1、申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

別紙 1 のとおり

2、申請不動産に関する事項

別紙 1 のとおり

3、異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4、異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

期 間 令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 7 月 27 日

方 法 地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 2 項に規定する手続き（異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他必要と認める書類を添えて行う）による

5、異議申出書等提出先

長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地
松川町役場まちづくり政策課
電話番号 0265-36-7014（直通）

1、申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称 大沢北部自治会
 区域 松川町上片桐大沢北部
 主たる事務所 松川町上片桐 28 番地 1

2、申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	1,439.59	下伊那郡松川町上片桐 28 番地 1
宅地	37.81	下伊那郡松川町上片桐 29 番地 3
宅地	17.62	下伊那郡松川町上片桐 29 番地 4
宅地	16.24	下伊那郡松川町上片桐 29 番地 5

(2) 上記土地の表題部所有者又は登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名	住所	持分
橋場 瀧次郎	上伊那郡上片桐村 110 番地イ号	25 分の 1
原 増次郎	上伊那郡上片桐村 305 番地	25 分の 1
原 市弥	上伊那郡上片桐村丙 308 番地	25 分の 1
佐々木 金吾	上伊那郡上片桐村 121 番地イ	25 分の 1
原 喜太郎	上伊那郡上片桐村 347 番地	25 分の 1
大場 政一	上伊那郡上片桐村 312 番地	25 分の 1
久保田 関松	上伊那郡上片桐村乙 308 番地	25 分の 1
太田 留吉	上伊那郡片桐村 215 番地	25 分の 1
上山 定六	上伊那郡片桐村 197 番地	25 分の 1
片桐 吉太郎	上伊那郡片桐村 2933 番地	25 分の 1
片桐 仙治郎	上伊那郡七久保村 1 番地	25 分の 1
荒井 安太郎	上伊那郡上片桐村 317 番地	25 分の 1
中平 兼三郎	上伊那郡上片桐村 8 番地	25 分の 1
西村 亀次郎	上伊那郡上片桐村 167 番地	25 分の 1
大場 明太郎	上伊那郡上片桐村 313 番地	25 分の 1
宮下 静	上伊那郡上片桐村 309 番地	25 分の 1

別紙1-2

寺沢 利久一	上伊那郡上片桐村 2678 番地	25 分の 1
長瀬 喜之十	上伊那郡上片桐村 29 番地口	25 分の 1
荒井 栄太郎	上伊那郡上片桐村 122 番地イ	25 分の 1
田口 宇之助	上伊那郡上片桐村字堤ヶ原 329 番地	25 分の 1
原 宗太郎	上伊那郡上片桐村 342 番地	25 分の 1
宮沢 良吉	上伊那郡上片桐村 109 番地	25 分の 1
白沢 喜三次	上伊那郡上片桐村関屋原 113 番地	25 分の 1
森下 鶴作	上伊那郡南向村大字大草 2705 番地	25 分の 1
細川 覚太郎	上伊那郡南向村大字大草 557 番地	25 分の 1